

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月30日
【会社名】	アドアーズ株式会社
【英訳名】	A D O R E S , I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上原 聖司
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03-5843-8800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 杉原 優子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03-5843-8800
【事務連絡者氏名】	取締役 杉原 優子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第49回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額4,359,307,183円のうち264,377,477円を減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替える。

(2) 効力発生日

平成28年6月29日

第2号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに対する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円 総額139,233,460円

(2) 効力発生日

平成28年6月29日

なお、配当原資についてはその他資本剰余金とする。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその金額

その他資本剰余金 264,377,477円

(2) 増加する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 264,377,477円

(3) 剰余金の処分が効力を生じる日

平成28年6月29日

なお、この剰余金の処分は、第1号議案の資本準備金の額の減少の効力が発生することを条件とする。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 事業環境の変化や事業内容の多様化に柔軟に対応すべく、事業目的を追加する。

2. 役付取締役が取締役副社長を追加する。

第4号議案 取締役8名選任の件

取締役として、藤澤信義、上原聖司、山根敬、石井学、橋本泰、杉原優子、岡田秀雄、鷲尾誠を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、栗岡利明を選任する。

第6号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、優成監査法人を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 資本準備金の額の減少の件	109,663	161	6	(注)1	可決(99.47%)
第2号議案 剰余金処分の件	109,600	224	6	(注)1	可決(99.41%)
第3号議案 定款一部変更の件	109,664	160	6	(注)2	可決(99.47%)
第4号議案 取締役8名選任の件					
藤澤 信義	109,645	181	6		可決(99.45%)
上原 聖司	109,632	194	6		可決(99.44%)
山根 敬	109,655	171	6		可決(99.46%)
石井 学	109,655	171	6	(注)3	可決(99.46%)
橋本 泰	109,655	171	6		可決(99.46%)
杉原 優子	109,655	171	6		可決(99.46%)
岡田 秀雄	109,667	159	6		可決(99.47%)
鷲尾 誠	109,654	172	6		可決(99.46%)
第5号議案 監査役1名選任の件					
栗岡 利明	109,638	186	6	(注)3	可決(99.44%)
第6号議案 会計監査人選任の件	109,674	150	6	(注)1	可決(99.48%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上